

愛媛労働局発表
平成23年5月27日

担	愛媛労働局雇用均等室 室長 溝田 景子
当	室長補佐 平井千恵子 電話 (089)935-5222

6月は男女雇用機会均等月間（第26回）

－平成22年度男女雇用機会均等法の施行状況について－

厚生労働省では、男女雇用機会均等法の公布日（昭和61年6月1日）を記念し、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等取扱いについて、労使をはじめ社会一般の認識と理解を深めているところです。（資料1）

愛媛労働局（局長 田中敏章）においては、本月間を中心に職場における実質的な男女均等取扱いの実現のために、事業主に対する啓発、指導を積極的に実施します。

●平成22年度均等法の施行状況（資料2）

○相談

均等法に係る相談は223件で、前年度（280件）から20.4%減少した。相談者の内訳では、女性労働者が57.0%と多く、男性労働者が13.0%と少ないものの、男性からの相談は前年度の3倍に増加している。

相談内容では、セクシュアルハラスメントに関する相談が依然として多く、女性労働者では75.6%、男性労働者では82.8%を占めている。また、女性労働者については、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談が増加し、女性からの相談の13.4%を占めている。

○労働局長の紛争解決援助

紛争解決援助件数は6件で、内容はセクシュアルハラスメントに関する事案が3件、結婚、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの事案が3件であった。

労働者及び事業主双方から事情や意見を聴き、紛争解決に必要な助言を行った結果、5件は解決し、1件は歩み寄りがみられず打切りとなった。

○行政指導

県内96事業場を対象に訪問により雇用管理の実態を調査し、法違反のあった86事業場に対し310件の助言を行った。助言内容は、セクシュアルハラスメント対策に関するものが63.2%と最も多く、次いで母性健康管理の措置に関するものが34.2%で、助言、指導によりすべての事業場において是正された。

また、均等法違反はないものの、女性が少ない職種、役職があるなど、男女労働者間に事実上の格差が認められる66事業場に対し、女性の採用拡大、職域拡大及び管理職登用に向けたポジティブ・アクションに取り組むよう助言を行った。

- (資料)
- 1 第26回男女雇用機会均等月間実施要綱
 - 2 愛媛労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法の施行状況
 - 3 男女雇用機会均等法のあらまし（リーフレット）

第26回男女雇用機会均等月間実施要綱

1 趣 旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて25年が経過し、四半世紀という節目を迎える。この間、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていない。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進を図り、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備等を進めることが重要である。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

2 目 標

- (1) 均等法の一層の周知徹底及び履行確保
- (2) ポジティブ・アクションの趣旨及び内容の正しい理解と取組の促進

3 テーマ

意識が変われば職場が変わる！職場が変われば未来が変わる！

4 期 間

平成23年6月1日から30日までの1か月

5 主 唱

厚生労働省

6 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

7 実施事項

(1) 周知・広報活動の実施

労使を始めとした社会一般の均等法及びポジティブ・アクションに対する理解を深めるため、月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じた広報活動を実施する。

(2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

(3) 均等法に基づく指導の集中的実施

実質的な男女均等取扱いの実現のため、都道府県労働局雇用均等室において、均等法及びポジティブ・アクションの趣旨・内容の徹底等のための事業主に対する指導を集中的に実施する。

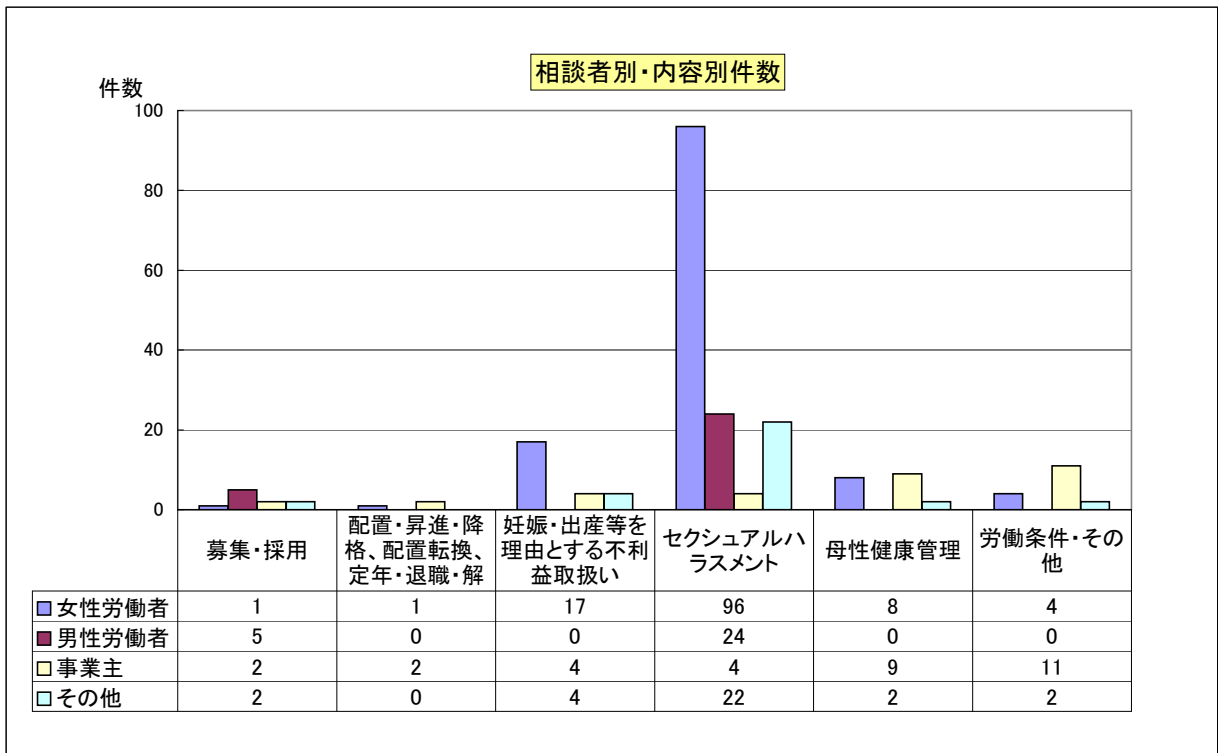
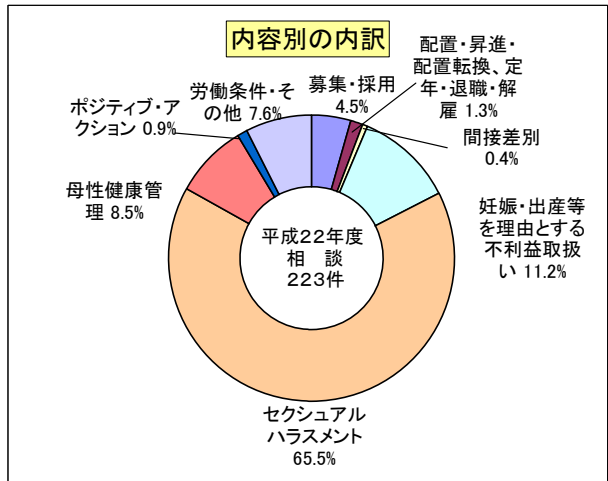
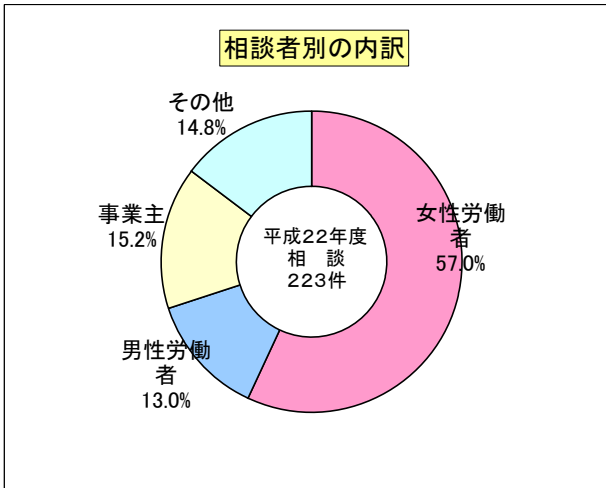
(4) ポジティブ・アクション実践研修の開催

企業の人事労務担当者等を対象にポジティブ・アクションの理解を深め、具体的取組を進めるための研修及び相談会を全国各地で年間を通して開催する（委託事業）。

平成22年度愛媛労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法施行状況

1 相談

	平成22年度						平成21年度					
	女性労働者	男性労働者	事業主	その他	合計	構成比	女性労働者	男性労働者	事業主	その他	合計	構成比
募集・採用	1	5	2	2	10	4.5%	2	0	5	6	13	4.6%
配置・昇進・降格、配置転換、定年・退職・解雇	1	0	2	0	3	1.3%	1	1	2	0	4	1.4%
間接差別	0	0	1	0	1	0.4%	0	0	2	0	2	0.7%
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	17	0	4	4	25	11.2%	11	0	5	2	18	6.4%
セクシュアルハラスメント	96	24	4	22	146	65.5%	111	7	11	26	155	55.4%
母性健康管理	8	0	9	2	19	8.5%	32	0	21	6	59	21.1%
ポジティブ・アクション	0	0	1	1	2	0.9%	0	0	2	4	6	2.1%
労働条件・その他	4	0	11	2	17	7.6%	11	1	7	4	23	8.2%
合計	127	29	34	33	223	100.0%	168	9	55	48	280	100.0%



2 均等法に基づく紛争解決援助

	労働局長の援助	
	平成22年度	平成21年度
妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い	3	2
セクシュアルハラスメント	3	4
合計	6	6

3 行政指導

	平成22年度		平成21年度	
	件数	構成比	件数	構成比
募集・採用	3	1.0%	0	0.0%
配置・昇進・降格、配置転換、定年・退職・解雇	4	1.3%	2	0.7%
間接差別	1	0.3%	0	0.0%
妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱い	0	0.0%	0	0.0%
セクシュアルハラスメント	196	63.2%	193	65.0%
母性健康管理	106	34.2%	102	34.3%
その他	0	0.0%	0	0.0%
合計	310	100.0%	297	100.0%